

# 選定療養費の改定について

伊勢原協同病院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」という種類の病院で、**2020年4月の診療報酬改定で以下の改定が義務化されました。**

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

選定療養費の種類	対象の方	改定内容	
		2020年 3月31日まで	2020年 4月1日から
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)を持たずに受診された方	2,200円 (税込)	<b>5,500円</b> (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関へご紹介をした後も、当院での治療を希望し受診された場合。	なし	<b>2,750円</b> (税込)

## ※初診とは

1. 当院に初めて受診される方
2. 以前に当院を受診したことがあっても、すでにその傷病が治癒している方
3. 患者さんの一方的な都合や判断で治療をやめてしまった方（慢性疾患等明らかに同一疾病であると判断される場合以外は、同じ疾病でも初診になる場合があります）

## ◆ ご負担の対象とならない場合

- ・ 救急車、救急で搬入の患者
- ・ 当院の他の診療科で継続通院が必要な方
- ・ 妊娠・ご出産の方
- ・ 国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・ 労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- ・ 特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方

現在、国の主導により「医療機関の機能分担」が推進されております

今後はより「かかりつけ医」と連携して、かかりつけ医では対応が困難な検査や治療・手術が必要な患者さんを受け入れていきます。また、**当院では治療により状態が安定した後はかかりつけ医の元にお戻り頂き治療を継続していただくことで病院と診療所の役割分担を進めております。**